

研究ノート

14—16世紀イタリア諸都市における 女性と性犯罪

——ヴェネツィアとフィレンツェを中心に——

高 橋 友 子

はじめに

中世ヨーロッパの社会では、一般に、宗教的な罪 sin が社会的な犯罪 crime であるとみなされていた。したがって、性犯罪は、キリスト教が定める大罪のうちの 1 つである色欲の罪の範疇の中で定義され、解釈されていた。禁欲主義を唱えるキリスト教の教義によれば、性的行為は、婚姻関係の内で、生殖を目的とする場合にのみ正当化された。13世紀にスコラ学を集大成したトマス・アクィナスは、万物は特定の目的のために神によって創造され、人間の生殖器官と性的行為は生殖のために存在するがゆえに、これを快楽など他の目的のために用いることは、神の意思への反逆行為であると述べている¹⁾。しかし、結婚は単に子孫をもうけることを目的とした社会的な制度であるだけでなく、キリストと教会の結合を象徴する秘跡でもあった。それゆえに、婚姻外での性的関係や、婚姻内であっても教会の教義に反する方法で性的関係を持つことは、この秘跡に対する侵害とみなされ、色欲の罪の範疇に入れられたのである。

当時の社会において犯罪とみなされた性的行為は、姦淫、姦通、重婚、近親姦、強姦、マスターべーション、獸姦、同性間の性的関係、壳春などである。トマスは、色欲の罪の種類として、単純姦淫 fornicatio simplex、姦通 adul-

terium、強姦 stuprum、誘拐 raptus、近親姦 incestus、「自然に反する悪徳」vitium contra naturam を挙げている。そして、マスターべーション、獸姦、同性間の性的関係、生殖目的でない男女間の性的行為を「自然に反する罪」とし、色欲の罪の中で最も重いものと定義している²⁾。トマスのこのような定義は、その後のヨーロッパの立法に大きな影響を与える、13世紀の後半以降、ヨーロッパ各地の君主や都市政府によって、社会の秩序を維持するために性犯罪に関する立法の作成と取締りのためのさまざまな方策が打ち出されるようになる。しかしながら、これらの性犯罪の定義に関しては、かならずしも各種の立法において一様な解釈がなされていたわけではない。たとえば、ヴェネツィアでは、マスターべーションは犯罪とはみなされなかった³⁾。また壳春は、中世ヨーロッパの社会では、娼婦の服装や行動に関する一定の規制はあったものの、強姦などの「より大きな罪を引き起こさないための必要悪」と考えるアウグスティヌスの教義に基づいて、事実上容認されていた⁴⁾。15世紀のヴェネツィアやフィレンツェでは、娼婦を都市政府の役所の保護と管理のもとに置く方策すら試みられている⁵⁾。さらに、姦淫や姦通に関しては、当事者の女性が未婚か既婚かの違いがあるだけで、前者は娘の父親に、後者は女性の夫に対する侵害とみなされた⁶⁾。女性は、家父長である父親や夫に従属し、彼らを保護者としていた。ゆえに、男性の親族を保護者に持たない女性は、「名誉《onore》ある女」とはみなされず、娼婦と同様に社会から蔑視されていた⁷⁾。しかし、姦淫や姦通の当事者となった女性も、「名誉ある女」からふしだらな女へと転落し、保護を剥奪され、しばしば相手の男性よりも重い刑罰に処せられた⁸⁾。一方、夫の姦通は、相手が既婚女性でないかぎり、法的な制裁の対象にはならなかった。このように、当時の性犯罪に関しては、時代や地域による定義や解釈の違いに加えて、ジェンダーに基づくダブル・スタンダードが立法や方策に反映していたのである。

本稿では、このようなさまざまな性犯罪の中でも近年、性暴力として再定義されるようになった強姦を取り上げ、比較的研究が進んでいるヴェネツィアとフィレンツェの事例を中心に、14世紀から16世紀までの北イタリア諸都市にお

ける強姦をめぐる立法と裁判を考察し、強姦に対する社会の姿勢と女性の立場を再構成することを試みたい。

1. ヴェネツィア共和国における強姦裁判

ヴェネツィアは、14世紀の初めには10万人を越える人口を誇っていた。1348年の黒死病は同市の人口を激減させたが、同市は移住を奨励する政策などによって人口を回復し、15世紀には再び10万人以上の人口に達していた。伝統的に貿易に従事する貴族が支配してきたヴェネツィア共和国には、犯罪行為とその処罰を定めた法として、13世紀に成立した法典『犯罪に関する約束事』*Promissione Maleficorum* と、その後に作成された改正条項が存在した。しかし、現実の裁判では、法典よりもむしろ被害者と加害者の人数や年齢、身分や社会的地位、犯罪の暴力的性格や複合性などが個々に考慮されたうえで、判決が下されていた⁹⁾。刑事裁判は3種類に分かれ、各々独自の司法機関によって担当されていた。騒乱や非合法的な武器の携帯などの軽犯罪については、平和5人委員 Cinque alla Pace や夜警 Signori di Notte、区長 Capi di Sestiereなどの下級官吏が加害者を現行犯で逮捕し、犯行現場で略式裁判を行った。しかし、より深刻な犯罪は、司法長官 Avogador di Comun が捜査し、彼らが作成した調書が40人会 Quarantia によって審理され、刑罰が決定された。さらに、陰謀や反逆罪——1418年以降、ソドミーが加わる——は、同市の公安である10人会 Consiglio dei Dieci が担当していた¹⁰⁾。強姦罪に関しては、1323年に夜警と司法長官とのどちらが捜査権を持つのかという問題が40人会で持ち上がり、結局、後者がこれを担当することになった。そのさいに、40人会は、「姦淫を行おうとして女性に危害や暴力をはたらいたことが明白となった者の犯罪は、その者が姦淫にいたったか否かにかかわらず、司法長官によって扱われる」と定めた¹¹⁾。この言葉に見られるように、強姦は「暴力による《per vim》姦淫」と認識されていた。裁判調書では、加害者は被害者を「力ずくで肉体的に知った」《carnaliter cognovit per vim》などと表現されている¹²⁾。強姦罪を成り立たせ

る2つの要素として40人会が重視したのは、暴力と姦淫を行おうとする意思であった。したがって、たとえ強姦が未遂に終わっていたとしても、裁判では、犯罪が完了していた場合と同様に扱われたのである。また、暴力性という要素のために、「暴力による姦淫」は単純姦淫とは区別され、加害者が被害者に恋愛感情を抱いていたことが、後者の裁判ではしばしば刑が軽減される理由とされたのに対し、前者の裁判でこのような裁量がなされることはない¹³⁾。

しかし、ヴェネツィアの社会では、強姦は比較的軽い犯罪とみなされていた。強姦に対する刑罰は、一般には罰金刑と禁固刑、追放刑などであるが、実際の裁判では、強姦そのものよりもむしろ強姦をめぐる状況、すなわち、暴力を伴う家宅侵入や窃盗など別の犯罪が行われたか否か、被害者の年齢、被害者と加害者の身分や社会的地位などが考慮されたうえで、判決が下されていた。表1は、1326年から1475年までの約150年間に40人会が審理した強姦裁判の件数と、それを判決のカテゴリー別に分類したものである¹⁴⁾。最も軽い刑（Min.）は、3カ月以内の禁固と50リラ（ディ・ピッコリ——以下、同様）以下の罰金、あるいは、75リラ以下の罰金、もしくは、6カ月以内の禁固で、身体刑を除く最も重い刑（Severe）は、5年以上の禁固と400リラ以上の罰金、あるいは、800リラ以上の罰金、もしくは、10年以上の禁固であった。罰金の全額、あるいは、一部は、被害者が将来結婚するさいの嫁資に当てられている場合が多いが、これは単なる損害賠償ではなく、強姦の加害者に被害者との結婚か被害者への嫁資の支払いを強制する教会法に基づく措置であった¹⁵⁾。身体刑には鞭打と焼き印など比較的軽いものと、四肢や鼻の切断、眼の切除、死刑など苛酷なものがある。だが、表1のように、14世紀と15世紀を通して強姦裁判で申し渡された判決のほぼ半数は、6カ月以内の禁固と100リラ以下の罰金、あるいは、150リラ以下の罰金、もしくは、1年以内の禁固であった。強姦が比較的軽い犯罪とみなされていたことが、このデータにも反映しているといえよう。2年以上の禁固刑や苛酷な身体刑のような比較的重い刑罰は14%にすぎず、後述するような深刻なケースにのみ適用されている。

さて、表1において14世紀と15世紀の強姦裁判の特徴を比較すると、14世紀には最も軽い刑罰（Min.）が最も多く宣告され、その次に軽い刑罰（Mild）を合わせると57%を占めることになる。一方、身体刑はほとんど宣告されていない。ところが、15世紀になると、最も軽い刑罰とその次に軽い刑罰は20%に低い。

表1 1326—1475年の間の強姦裁判の件数と宣告された刑のカテゴリー

年 代	Min.	Mild	Mod.	Subs.	Strict	Severe	Minor Corp.	Major Corp.	結婚	刑が不明	裁判の件数
1326—1350	41%	17%	15%	8%	3%	3%	1%	—	4%	9%	193
1351—1375	34	25	19	6	5	4	3	2	—	2	131
1376—1400	26	24	24	8	4	5	4	4	1	—	76
1401—1425	15	9	18	3	6	6	21	12	9	—	33
1426—1450	11	11	11	19	—	30	7	7	—	4	27
1451—1475	—	13	9	16	3	16	6	28	—	9	32
1326—1400	36	21	18	7	4	4	2	1	2	5	400
1401—1475	9	11	13	12	3	16	12	16	3	4	92
1326—1475	31	19	17	8	4	6	4	4	2	5	492

Minimal : 3カ月以内の禁固と50リラ以下の罰金、あるいは、75リラ以下の罰金、あるいは、6カ月以内の禁固

Mild : 3カ月以上6カ月未満の禁固と100リラ以下の罰金、あるいは、150リラ以下の罰金、あるいは、1年以内の禁固

Moderate : 6カ月以上12カ月未満の禁固と200リラ以下の罰金、あるいは、300リラ以下の罰金、あるいは、2年以内の禁固

Substantial : 1年以上2年未満の禁固と300リラ以下の罰金、あるいは、500リラ以下の罰金、あるいは、5年以内の禁固

Strict : 2年以上5年未満の禁固と400リラ以下の罰金、あるいは、800リラ以下の罰金、あるいは、10年以内の禁固

Severe : Strictのカテゴリーよりも重い刑

Minor Corporal : 鞭打、焼き印、および、1年以内の禁固

Major Corporal : 四肢の切断等、死刑

結 婚 : 刑に代わる結婚の選択

Ruggiero, Guido, *The Boundaries of Eros. Sex Crime and Sexuality in Renaissance Venice*, p. 94, Tabl. 5, より作成 刑のカテゴリーは, *Ibid.*, p. 20, Tabl. 1, 参照 リラ貨はすべて、ディ・ピッコリ

下し、身体刑を除く最も重い刑（Severe）と苛酷な身体刑（Major Corp.）が各々16%に上昇している。一見したところ、15世紀により厳しい判決が下されているように思われるが、裁判の件数は、14世紀には400件であるのに対して、15世紀は92件と不自然に少なくなっている。その理由として、グイド・ルジェッロは、15世紀には「典型的」で些細な強姦のケースは夜警など下級の官吏が裁判を担当していたことを指摘している¹⁶⁾。下級の官吏の史料は現存しないので、表1の40人会の判決と比較し考察することは不可能であるが、40人会が担当した裁判は、強姦の深刻なケースであったようだ。

また、表1に見られるように割合は少ないが、刑に代わって被害者との結婚を加害者に選択させるケースもあった。このような結婚は先述の教会法に則ったもので、「賠償としての結婚」 matorrimonio riparatore と呼ばれている。たとえば1346年、縫い物を習っていたある職人の娘を強姦したザニーノ・ヴィーサに対して、40人会は40ソルド（ディ・グロッシ）の罰金を支払うか、6カ月の禁固刑か、この娘と結婚するかの選択を迫った。ザニーノは娘との結婚を選び、娘もこれに同意した¹⁷⁾。加害者と被害者との結婚は、双方が貴族である場合にも見られる。1467年、若い貴族の娘を強姦した貴族ペレグリーノ・ヴェニエールは、1年の禁固か、罰金として娘の家に1,600ドゥカート——15世紀中葉の交換比率で9,920リラに相当、因みに当時の女性の絹のドレスは、1着200—300ドゥカート程度であった——の嫁資を支払うか、娘との結婚を選択するかを40人会から宣告された。翌年、ペレグリーノは司法長官と教区民の面前で娘を妻として娶っている¹⁸⁾。このような結婚のケースは、加害者の家名が娘のそれより高い場合は、娘の家族にとってかならずしも受け入れがたいものではなかったであろう。教会法に基づく「賠償としての結婚」は、刑を逃れたい加害者の利害と、事件のために結婚相手を探すのが困難となった被害者の立場を考慮した解決方法であり、当時のヨーロッパの他の地域にも広く見出される¹⁹⁾。

では、深刻なケースとは、具体的にどのようなものだったのだろうか。

第一に、被害者の女性の年齢と婚姻ステータスが、強姦罪の性格を深刻化し

た。12歳（1360年以降は14歳）以下の少女《puella》に対する強姦が最も重罪で、次いで若い未婚女性、既婚女性、寡婦のカテゴリーが区別され、各々の順に段階的に罪が軽く扱われている²⁰⁾。たとえば、隣人の家に侵入してその妻を強姦した金細工師ジョヴァンニに対する1346年の40人会の判決では、ジョヴァンニは3ヶ月の禁固刑か25リラの罰金刑を選択することができた²¹⁾。ところが、同年にパドヴァ出身の画家ヴィンченツィオがヴェネツィアに向かってブレンタ河を航行中に、ヴェネツィアにいる親族を訪ねるため乗船を求めて14歳のジョヴァンナを、同市に到着後自分の借家に連れ込んで強姦し、数日間監禁した事件では、ヴィンченツィオは6ヶ月の禁固と600リラの罰金刑を40人会によって宣告され、罰金のうち400リラはジョヴァンナの将来の嫁資に当てられることになった²²⁾。これは、1360年以前に40人会が14歳の娘を《puella》とみなした例である。既婚女性よりも少女に対する犯行の方が重罪とみなされていたことが、判決の内容から明らかであろう。少女に対する犯行は未遂に終わっても、刑が軽減されることはないかった。1389年に7歳の少女に対して市の伝令ピエトロ・ザーゴが試みた強姦未遂事件では、ピエトロは1年の禁固刑を宣告されている²³⁾。この傾向は、15世紀になっても持続している。フランチェスコ・ヴァレンティーニの娘で10歳のマリエータが犠牲者となった1468年の裁判では、加害者となった隣人の大工ニコロ・トレヴィザーノに、3ヶ月の禁固とマリエータの嫁資のための200ドゥカートの罰金が申し渡されている²⁴⁾。

被害者の幼い年齢は、被害者が女奴隸であった場合でも考慮されている。1401年、薬屋のジョヴァンニ・ダ・サバルディアの女奴隸アンナが強姦されたが、アンナは14歳であった。加害者は6ヶ月の禁固と200リラの罰金に処せられ、罰金の半分は、アンナが奴隸の状態から解放され自由になったとき、彼女に渡されることになった²⁵⁾。しかしながら、4歳の少女が被害者とされた1348年と1367年の2つの裁判では、双方とも加害者は釈放されている²⁶⁾。被害者があまりにも幼い場合は証言が得にくいうえに、強姦裁判を利用して娘の嫁資を得ようとする狡猾な親もいたので、40人会は判決に当たって慎重な姿勢を示した

というのが、ルジェッロの解釈である。

少女が被害者である強姦裁判の中で最も重い判決が宣告されているのは、近親姦が絡む事件である。1467年、ジョヴァンニ・ロンバルディーノという男が10歳になる養女エウフェミアに対して起こした強姦未遂事件で、40人会は彼に1年の禁固刑と150ドゥカートの罰金刑を宣告した。罰金のうち3分の1は司法長官に支払われたが、残りはエウフェミアの嫁資に当てられ、エウフェミアは結婚するまで適切な場所に住むことになった²⁷⁾。また、その翌年には、10歳になる非嫡出の娘を強姦したとして、職人のジョルジョ・フランチガナスが2年間の禁固の後永久追放に処せられている²⁸⁾。近親姦は、強姦であろうと単純姦淫であろうと、15世紀にはより頻繁に起訴され、厳しく処罰されている。

第二に、判決には加害者と被害者の身分が考慮された。ヴェネツィアでは、被害者が貴族で加害者が市民や下層民のケースは起こりにくかった。一般に、貴族の女性は、男性の親族の保護の下にほとんど戸外に出ることなく生活し、教会に行くなどごく例外的に戸外へ出る場合は、常に侍女や親族に付き添われていたからである。たとえそのような事件が起こったとしても、男性の親族などによって密かに対処や報復がなされ、事件は隠蔽された。

逆に、加害者が貴族で被害者がより低い社会階層である場合は、裁判は貴族に有利に進められる傾向があった。たとえば、1346年に貴族のザニーノ・サヌートが、彼の母の下女であったカテリーナから強姦の容疑で告訴された。しかし、この告訴の受理を求める票は9票にすぎず、告訴の却下を求める票が26票、棄権4票という40人会の評決によって、ザニーノは裁判を免れた。40人会の構成員自身が貴族であったので、彼らの目には、カテリーナがザニーノから嫁資を得るために彼を告訴したと映ったのである²⁹⁾。実際に、被害者が奉公人で加害者が貴族の場合の裁判で、罰金の一部が被害者の嫁資に当てられるケースはきわめて稀であった。また、1350年の裁判では、貴族のケコ・ドゥオードが、別の貴族ミカレート・ドルフィンの女奴隸を自分が所有する家屋に力ずくで連れ込み、強姦したとして審理されたが、無罪として放免されている³⁰⁾。ヴェ

ネツィアのような貴族の男性優位の社会では、下層階層の女性は「名譽ある女」とはみなされていなかったので、このような女性の性的被害が司法当局によって問題にされることは、ほとんどなかったのである。貴族であると偽って事件を起こす者すら現れている。大工2名と染色工1名が、ヴェネツィアで最も有力な貴族の家系のひとつであるモロシーニ家の名を騙ってある寡婦の娘の部屋に入り込み、彼女を強姦した1394年の事件である。主犯の男には6カ月の禁固と100リラの罰金刑が、共犯の2名には1カ月の禁固と50リラの罰金刑が宣告されている³¹⁾。この事件は、貴族の名がいかに下層民の女を無抵抗にしていたかを物語っているといえよう。

例外的に、下層階層の女性が加害者の貴族から何がしかの賠償金を勝ち得た希有なケースが、1件報告されている。それは、1468年のトマーソ・ベンボの裁判である。トマーソは父の家で下女として奉公していた少女カテリーナを強姦したが、その当時は事件は黙秘された。ところが、カテリーナは、結婚してベンボ家を去った後トマーソを告訴する。意外にも、40人会の32名の出席者のうち過半数に相当する17名がトマーソの有罪に票を入れるために、トマーソは有罪となるが、彼に科せられた刑は、カテリーナへの20ドゥカートの支払いという最も軽いものであった³²⁾。だが、このようなケースは例外的で、一般には奉公人などの下層階層の女性は、貴族から性的被害を受けても、報復を恐れて黙秘していたであろう。強姦の加害者にはあらゆる社会階層の男性が見出されるのに対して、被害者の多くは社会の中下層に属する女性であった。そして、中下層と比較して、貴族は裁判を免れやすく、また、裁判になっても、寛大な措置を受けていた。このように、当時のヴェネツィアの社会では、ジェンダーと社会階層の差異が強姦という犯罪を特徴づけていて、そのために強姦は軽犯罪とみなされていたのである。

強姦を深刻な犯罪に変える第3の要素は、強姦に窃盗や暴力的な家宅侵入、住居侵害、暴行傷害、誘拐など、他の犯罪が加わったケースである。たとえば、1346年、3名の職人がフランチェスコ・ノヴェッリの家の扉を破って、フラン

チェスコの妻と、同じ家に住んでいたある労働者の妻に暴行を加えたうえ強姦し、フランチェスコの妻の財産の一部を奪って逃亡した。3名は裁判に出頭しないまま40人会によって1年の禁固刑を宣告され、1カ月以内に出頭しなければ刑罰は倍加されると申し渡された。殊勝にも3名は出頭し、刑に服している³³⁾。また、ザニーノ・ゼンがある水夫の妻を襲って強姦し、彼女の左腕をナイフで傷つけただけでなく、彼女の母を殴って左目を傷つけた1332年の事件では、逃亡したザニーノに1年の禁固刑と40人会への25リラの賠償金の支払いが宣告されている³⁴⁾。誘拐に関しては、1345年、2名の粉屋が粉引き場に来た少女を誘拐して強姦するという事件があり、40人会はこの2名に4日間の晒刑と5日間の禁固、共和国の領土からの永久追放という厳しい判決で対処している³⁵⁾。

だが、奇妙なことに、窃盗や暴力的な家宅侵入、住居侵害、暴行傷害、誘拐などの犯罪は、強姦事件の文脈で行われた場合には、そうでない場合よりも軽い刑が宣告される傾向が見られる。たとえば、1373年、バルトロメオという名の公証人がある女性の家に押し入って彼女を強姦し、4ドゥカートと28ソルド（ディ・ピッコリ）が入った財布を盗んだ事件で、本来の窃盗犯なら手の切断刑に処せられるところを、1年の禁固と100リラの罰金刑が宣告されている³⁶⁾。この刑罰は、強姦罪としては比較的重いが、窃盗罪としては軽い刑である。また、1350年、貴族のピエトロ・サヌードがある既婚女性を強姦し、70ドゥカートを奪った。この金額は絞首刑に値する額であったが、ピエトロは50ドゥカートの罰金刑と、奪った金銭を女性に返すよう申し渡されたにすぎない³⁷⁾。この比較的軽い刑罰には、ピエトロが貴族であったことも考慮されているが、このような側面は、強姦罪が他の犯罪を計画的な犯行ではなく、付帯的な犯行に見せてしまう要素を持っていたことを示唆しているであろう。

深刻な強姦犯罪に相当する最後のケースは、被害者が修道女の場合である。修道女との性的関係は、同意のうえでの関係を含め、神に対する犯罪である汚聖の罪に相当した³⁸⁾。さらに、修道女の多くが貴族層の出身であったために、修道女との性的関係は重罪として厳罰に処された。1382年の法令では、修道女を

強姦した者は3年の禁固と罰金刑と定められている³⁹⁾。これは、特定の法が存在しなかった一般の女性に対する強姦と対照的であるが、このような法令が成立する背景には、ヴェネツィアの都市政府が女子修道院の性道徳の乱れという、より大きな問題に直面していたことと関わりがある。しかし、この問題は本稿の主旨を越えるので、問題の指摘のみにとどめたい。

以上のケース以外は、強姦は40人会の目には社会秩序をゆるがすような犯罪とは映らなかった。先述のように、中下層民の女性が性的被害を司法に訴えても、裁判が開かれるという保証はなかった。しかし、このような女性は常に、自分たちが置かれた社会状況に甘んじていたわけではない。被害者の側の抵抗の例を挙げてみよう。

1360年、ある石工の妻が、彼女の部屋に侵入してきた隣人の男に対して、「火事だ、火事だ」《al fuoco, al fuoco !》と大声で叫んだ。男は窓から運河に身を投げ逃亡したが、逮捕された⁴⁰⁾。女性の側の同様の抵抗の試みは、1400年、3名の男がある既婚の娘とその母親を襲ったさいにも報告されている⁴¹⁾。大声で助けを求めて隣人を呼び、犯行を阻止しようとする行為は現代にも共通するが、「火事だ」と叫んでいるところが興味深い。それは、女性にとって強姦の危険を直接口にすることが憚られたことと、強姦が社会的には軽犯罪とみなされたのに対し、火事は多くの住民を巻き込みうる災害であり、そのために多くの住民をただちに駆けつけさせることができたからであろう。このような叫びには、社会的に無力であった中下層の女性の生活の知恵が読み取れる。

第二の例は、1398年に、妊娠5ヵ月目のある既婚女性が、剣を持って襲ってきたある毛織物製造業者の隣人から身を守るために、顔を傷つけられても、「男のように」《viriliter》勇敢に抵抗した事件である。裁判では、被害者が妊婦であったこと、家宅侵入、剣によって傷害を与えたことなどが考慮され、40人会は加害者に、犯行現場で棒叩きの刑を受け、顔に三度の傷——女の顔を傷つけた報復としての刑罰で、容姿の美が女を価値づける主な要素の1つであったことを示す——を加えられた後、リアルト橋に連行され公に有罪を宣言され、1

年の禁固刑に処せられた⁴²⁾。この刑は、軽い身体刑のカテゴリーに入る。しかし、被害者が受けた傷害を被害者が抵抗した証拠として重んじる司法側の姿勢は、現代にも共通する強姦裁判の要素であろう。

最後の例は、女たちが結束して貴族を訴えた事件である。1346年、貴族のマッフェオ・ポラーニがフェッラーラからやって来た夫婦の妻イザベッタに付きまとって、彼女を悩ませていた。彼女は夫とともに文法教師のペレグリーノ師夫妻の家に住んでいたが、マッフェオは彼らの家にやって来てイザベッタを殴り、ペレグリーノの妻を脅しただけでなく、さらに同じ家屋に住む別の家族を襲って棟中を脅かし、意図が果たせないと見るや激怒して銀製品を奪い逃亡した。このような事件は珍しいものではなかったが、注目すべきは、イザベッタの母とペレグリーノの妻が結束してマッフェオを訴えたことである。結局マッフェオは、貴族であることを裁量され、4カ月の禁固と100リラの罰金という、刑のカテゴリーの中では2番目に軽い刑を宣告されている⁴³⁾。しかし、刑を免れやすかった貴族をより低い社会階層の女性が複数で訴えたことは、女性がかならずしもいつも泣き寝入りを強いられていたわけではなかったこと、そして運が良ければ裁判で何らかの賠償を得られたことを物語っているであろう。

以上の例を見ると、14世紀から15世紀にかけてのヴェネツィアでは、強姦は隣人関係の文脈において頻繁に発生していたようである。被害者は中下層の女性が多かったが、加害者にはあらゆる社会階層の男がいた。しかし、同じ貴族が支配するヴェネツィアの40人会は、貴族の加害者には寛大な裁量を行っていたのである。

2. フィレンツェにおける強姦罪の法的解釈の変容

伝統的な海港都市であったヴェネツィアとは対照的に、内陸都市であるフィレンツェは、1348年の黒死病以前はヴェネツィアと同様に10万人を越える人口を誇っていたが、黒死病以降その人口は約3分の1に激減し、15世紀には4万人前後で、16世紀中葉によくやく6万人近くに回復した⁴⁴⁾。しかし、この都市は

14世紀後半には領域国家を形成し、政治と経済の中心地として支配領域内外からの移住者を吸収していた。

フィレンツェ共和国における犯罪とその処罰に関する最古の立法は、1284年のポデスタ（司法権を兼ねた行政長官）Podestàの法規であるが、断片しか現存していない。完全な形で現存する立法は、1325年の「ポデスタの法規」*Statuto del Podestà*である。この法規の中の婦女誘拐に関する条文《de raptoribus mulierum》には、未婚女性と既婚女性、寡婦を生家や婚家から誘拐した者は、500リラの罰金刑か、ポデスタの裁量によってそれ以上の刑罰に処せられ、誘拐された女性は親族のもとに返される旨が定められている⁴⁵⁾。この条文では、婦女誘拐のみが問題にされており、暴力の要素や女性との性的関係の有無については言及されていない。しかし、この条文に引き続いて、姦通、強姦、近親姦、女性をいかがわしい場所へ連れ込むといった別の行為が誘拐に加わった場合には、ポデスタはさらに500リラの罰金かそれ以上の刑罰を宣告する、とある⁴⁶⁾。性的関係よりも誘拐の方が法的に重視されていたのは、女性が家長 capofamiglia である父親や夫、あるいは、他の男性親族の保護下にあるものとみなされていたことを意味する。ゆえに、このような犯罪は、女性自身に対する侵害ではなく、女性が属する家の家長に対する侵害と解釈され、当事者の女性の意思、すなわち、女性自身が誘拐や性的関係に同意のうえで事件が起こったのか、それとも女性の意思に反して犯行が行われたのかという区別は、あまり問題にされなかったのである⁴⁷⁾。このような法認識はフィレンツェだけでなく、同時代の北イタリアの他の都市にも見られる。たとえば、14世紀のチェネダとマントヴァの両市では、未婚の娘を強姦した男は被害者と結婚するか、賠償金として被害者に嫁資を支払うかしなければならなかつたが、これは、女性の同意を得て彼女の処女性を奪った男に通常課せられた義務と同じであった⁴⁸⁾。

1325年の法規によると、ポデスタは被害者の年齢や社会的地位に応じてより低い財産刑を適用した。被害者が12歳以下の少女の場合は、罰金の額は100リ

ラ、下女の場合は25リラで、後者が同意のうえでの性的関係であれば、刑罰は科せられなかった⁴⁹⁾。被害者が少女の場合の刑が成人女性のそれよりも軽く規定されていることは、同時代のヴェネツィアの強姦裁判のケースとは対照的である。

強姦に関して言及している次の立法は、1415年の「フィレンツェのコムーネとポーポロの法規」*Statuta populi et Communis Florentiae*である。ここでは、「女性の誘拐、姦通、強姦に対する刑について」《de pena raptus mulierum, adulterii et stupri etc.》と、条文の項目が、1325年のポデスタの法規と比較して、女性に対する性犯罪をより明確に示唆するものになっている。そして、姦通、強姦、近親姦、誘拐の罪に対する刑罰として一律に死刑が規定されている⁵⁰⁾。しかし、現実の強姦裁判では、ヴェネツィアのケースと同様に、司法担当者が個々の裁判について裁量し刑を宣告していた。フィレンツェでは強姦裁判は、6カ月の任期で同市以外の出身者から選ばれたポデスタと、これに拮抗して市民の諸権利を擁護するカピターノ・デル・ポーポロ（ポーポロの長官）Capitano del Popoloという、13世紀から存在した2つの司法職に加えて、1378年のチョンビの反乱の後に市内の秩序維持のために新たに創設された警察機構である公安8人委員会 Otto di Guardiaが担当していた。一方、フィレンツェ市以外の共和国の支配領域では、同市から派遣されるポデスタや代官 Vicario が裁判を担当した。だが、15世紀には公安8人委員会が共和国の主要な警察機構となり、フィレンツェ市内の治安維持だけでなく、支配領域に派遣されたポデスタや代官の上級機関として、彼らに指示や命令を下す権限を持つことになる⁵¹⁾。また、女子修道院に関しては、ヴェネツィアと同様にフィレンツェでも、世俗の司法官の部分的な関与が認められていた。すなわち、女子修道院に侵入し修道女を誘拐したり強姦したりした者は、ポデスタとカピターノ・デル・ポーポロの裁治下に置かれ、修道院の監督不行き届きのために修道院長に1,000リラの罰金が科せられる旨が定められている⁵²⁾。

14世紀から15世紀にかけてのフィレンツェの強姦裁判に関する統計的な研究

は、現在のところ断片的なものしか存在しない。研究が困難なのは、先述のようにフィレンツェでは複数の司法組織が、互いに管轄の範囲を明確にすることなく、各々の裁量で独自に裁判を行っていたために、裁判記録の紛失や分散が著しく、そのために1つの犯罪に対する司法側の取り扱いの全体像が把握しにくいことに起因する。古い研究では、ウンベルト・ドリーニが14世紀に関して、1352年から1355年の間に14件——うち6件が有罪に——と、1380年から1383年までの間に10件——うち6件が有罪に——の裁判があり、有罪の場合500リラから2,000リラの罰金刑が宣告されたと報告しているが⁵³⁾、裁判の具体的な内容については触れていない。罰金の額を同時代のヴェネツィアのケースと比較すると、フィレンツェの方が高いといえるが、断片的なデータであるので、断定はしがたい。一方、マイケル・ロックによると、1495年から1515年までの公安8人委員会の裁判記録に見出される49名の強姦の被害を受けた女性のうち、約3分の1が6歳から12歳で、約半数は14歳以下の少女であった。また、49名の被害者のうち19名は2名以上の加害者による犯行を受けていた。そして、集団による強姦の加害者には上層市民の若者が目立つ（89名中34名）という⁵⁴⁾。しかし、加害者にどのような刑が宣告されたかについては、ロックは明らかにしていない。

若干ではあるが強姦裁判の事例を挙げているのは、マリア・セレナ・マッティである。ここでは、事件と判決に関する具体的な内容が比較的明らかな事例を、いくつか挙げてみよう。

1453年、フィレンツェ市内に居住する絹織布工がある寡婦の家に押し入って強姦した事件で、カピターノ・デル・ボーポロは加害者に75リラの罰金刑と女性への50リラの賠償金の支払いを宣告した。だが、貧しくて罰金が支払えなかつたために、加害者は禁固刑に代えられている⁵⁵⁾。立法に定められている刑と比較すると、かなり軽い刑であるといえる。それでも、この加害者にとって、罰金と賠償金を合わせた金額である125リラは、概ね当時の大人ひとり当たりの1年10ヵ月分の生活費に相当した⁵⁶⁾。また、1422年、フィレンツェの北に位置

するムジェッロ地方のロンタで、ロマーニャ地方からやって来た旅人夫婦の妻を誘拐し強姦した4名の在地の男たちには、各々25リラずつの罰金刑が科せられている⁵⁷⁾。強姦を伴う誘拐事件であるにもかかわらず、罰金の額はきわめて低い。

少女が被害者であるケースとしては、フィレンツェに織布工の叔父と住んでいた7歳の女児がドイツ人の移住者であった隣人の毛織物織布工に「ソドミー」の強姦を受けた事件が1459年にあり、この織布工はソドミーの裁判を担当していた役人 Ufficiali di Notte から25フィオリーノ（約135リラ）の罰金刑を宣告されている⁵⁸⁾。また、1441年に9歳の女児がアルノ河上流のモンテヴァルキ出身の絹織物織布工に彼の自宅で強姦された事件では、加害者は同じ役人から50フィオリーノの罰金刑を宣告されている⁵⁹⁾。被害者が少女であることがかならずしも刑の加重の要因となっていなかったことが、この2つの事例から窺えるであろう。一方、フィレンツェ市内に住むある男が市外で牛を放牧中の7歳の女児を甘言で誘い、ボールや金銭と引き換えに何度も性的関係を持ち、疑惑を抱いた女児の親から告発された1434年の裁判では、加害者の男は1,500リラの罰金刑を宣告されている⁶⁰⁾。しかし、なぜこの罰金の金額が上述の2例と比較して著しく高いのかは、複数回の性的強要を考慮に入れたとしても、不明である。また、教会法に則った「賠償としての結婚」はフィレンツェ共和国にも適用されていたようである⁶¹⁾。

ところで、強姦の加害者はかならずしも常に逮捕され、裁判にかけられたわけではない。農婦クリヴェッタは、フィレンツェ南西にあるチェルタルドの近郊のマルチアッラの丘陵で牛を放牧中に強姦され、不幸にも妊娠し、生まれたこどもを殺害した。彼女を襲った加害者は記されていないので、おそらくクリヴェッタは強姦の直後はこの事件について黙っていたものと推測される。しかし、嬰児殺害が発覚し、彼女は司法の目に晒されることになった。彼女はフィレンツェで裁判を受け終身刑を申し渡されるが、1491年に恩赦によって釈放された⁶²⁾。フィレンツェ共和国において強姦罪は、立法のうえでは厳しい刑が定

められていたが、実際の裁判では、比較的重い判決でも罰金刑にとどまっていた。だが、たとえ強姦のために妊娠したとしても、嬰児殺害は重罪とみなされていたのである⁶³⁾。

フィレンツェには、ヴェネツィアの貴族に相当するような身分階層は存在しないが、上層市民の中で都市貴族化した名門の家柄は存在した。ヴェネツィアと同様にフィレンツェでも、中下層民に属する被害者が、上層の加害者を訴えることは困難で、たとえ訴えたとしても被害者に有利な判決は、かならずしも期待しえなかった。ところが、1530年に政体が共和制から君主制に移行し、1537年にフィレンツェ公位を継承したメディチ家のコジモ1世が絶対君主としての本格的な政治体制を整えるようになると、性犯罪と立法、刑罰に対する姿勢にも大きな変化が見られるようになる。最後に、この移行期に起こったある強姦事件と、それに対してコジモが取った姿勢を考察する。

1543年、コジモ1世は君主を頂点とする中央集権的な体制づくりの一環として、刑の厳格化を伴う新しい一連の刑法——殺人・窃盗・汚聖などに関する——を公布する一方、財務監査担当判事 Auditore fiscale という新たな官職を創設した⁶⁴⁾。この官職は、その名が示すように財務行政の監督を主要な職務としていたが、君主と司法機関の間に位置し、君主が刑事裁判や訴訟に直接介入することができる足場となる役職でもあった。刑事事件を扱う司法機関のうちボデスタとカピターノ・デル・ポーポロはすでに1502年に廃止されており、共和制期から存続する組織は公安8人委員会のみになっていた。コジモは財務監査担当判事を介して、公安8人委員会が行う裁判を監視しようとしたのである。

さて、1558年、当時の財務監査担当判事であったアルフォンソ・クィステッリが、数年前に起きたある事件に目を止めた。フィレンツェの上層市民ヴィンチェンツィオ・ディ・ピエルフィリッポ・ジャンフィリアッティが、貧しい下女とその娘で13歳になるレーナが住む家に押し入り、彼女たちを家から追い出した後公道でレーナを強姦し、母親を黙らせるために短刀で威嚇した事件で

ある。ヴィンченツィオは、すでにスペイン人騎士の殺害事件への関与、他のフィレンツェ市民に対する暴行罪や傷害罪など、複数の犯罪で起訴された経歴を持つ札付きの悪党であった。しかし、彼は証拠不十分などの理由で巧みに刑を逃れていたのである⁶⁵⁾。君主コジモを頂点とする新体制においては、強姦事件は共和制末期以来の無秩序状態が改善されていない兆候であると見られた。さらに、被害者と目撃者が加害者の起訴に消極的だったことは⁶⁶⁾、多くの臣民が君主の支配を逃れているものと受け取られた。クィステッリはコジモの同意を得て、レーナの事件の再捜査を開始する。一方コジモは、これまでにも加害者を不起訴にすることが多かった公安8人委員のメンバーを、全員罷免した。

クィステッリの尋問を受けて、レーナとその母親は事件を認め、ヴィンченツィオの継母と兄弟が示談を持ちかけて訴訟を阻んでいたことを明かした。彼らは、レーナと母親が事件を否認すれば、10スクード（70リラに相当）を支払い、レーナの結婚を支援することを約束していたのである⁶⁷⁾。強姦事件をめぐってこののような私的な示談による解決方法が、それまでにも頻繁に取られていたことは、容易に理解しうるであろう。訴訟は最後の解決方法で、裁判にいたるケースは、実際に起こったと推測される多数の事件のほんの一部にすぎないのである。

ヴィンченツィオは捕らえられ拷問されて、すべてを告白した。クィステッリはこの事件を強姦と誘拐罪とみなした。加害者は100リラの罰金刑に処せられたが、この軽い刑は、すでにヴィンченツィオが投獄と拷問を受けていたことが考慮されたからであったらしい。一方、被害者に金銭を渡したヴィンченツィオの兄弟たちは本人よりも重い罰金刑に、レーナと母親は数カ月間スティンケの牢獄でごすよう申し渡された⁶⁸⁾。強姦された娘への金銭の贈与を伴う私的な交渉が、賄賂と偽証の罪と判断されたからである。コジモはこの判決に同意はしたが、「女性に対する強姦は死をもって罰せられる」と記し不満足を表明している⁶⁹⁾。君主が強姦罪に対する刑の厳格化を意図していたことは明白で、コジモは羊飼いの少女に関する別の強姦事件で、加害者にヴォル

テッラの要塞への10年間の禁固刑を宣告している⁷⁰⁾。

レーナ事件の判決が下った2カ月後の1558年12月2日、コジモは性暴力に関する新しい立法を公布した。この立法では、強姦に対する刑が罰金刑から、死刑、ガレー船奉仕、禁固刑といった従来よりもはるかに重い刑に変わっている。そして、「同じ犯罪に関しては、加害者は同じ方法で処罰されるべき」という原則に従って、国内のどこであろうと、また被害者の社会的地位にかかわらず、加害者に対する刑罰は一様であることが謳われた。さらに、司法官の裁量権が厳しく制限されるようになった⁷¹⁾。法よりもむしろ司法官の裁量に依っていた共和制時代の司法の在り方が、君主の法を至上とする君主制の司法体制へと転換したのである。この立法は17世紀末まで施行され、死刑執行はなかったようであるが、多くの加害者がガレー船内の強制労働の刑に服したという⁷²⁾。

だが、強姦罪に対する刑の厳格化によって、女性の立場が法的・社会的により尊重されるようになったと解釈するのは、早計であろう。コジモの立法が意図したものは、君主制体制の下での公の秩序維持とモラルの強化であった。この文脈の中で解釈するならば、犯罪行為はその被害者に対する侵害ではなく、臣民を支配する君主に対する侵害と見る方が妥当だからである。

むすび

14世紀から15世紀にかけてのヴェネツィアとフィレンツェの強姦裁判の事例を比較すると、いくつかの異なる特徴はあるものの、両都市の司法がこの犯罪をどのように受け止め、対処していたかについての大まかな共通項を見出すことができる。ヴェネツィアでは、強姦は40人会において「暴力による姦淫」と認識され、暴力と姦淫を行おうとする意思がこの犯罪の主要な構成要素であると考えられていた。一方、14世紀のフィレンツェでは、婦女誘拐の方が重大な犯罪とみなされ、強姦は姦通や近親姦などとともに誘拐に伴うる犯罪として法に規定されていた。性犯罪よりも誘拐を重視する姿勢は、女性が家長の保護下にあるべきものとみなされていたがゆえに、婦女誘拐が家長に対する侵害と

受けとめられていたことに起因する。政争や党争が絶え間ない時代にあって、私的な復讐を抑制し、都市内の平和を維持することが、都市政府の最優先事項であったことを想起するならば、理解できるであろう。グエルフィとギベリーニの抗争が激しかった北イタリアや中部イタリアの諸都市では、ヴェネツィアよりもむしろフィレンツェのような法的姿勢が一般的であったと思われる。

ヴェネツィアでは強姦は、被害者が少女か貴族、あるいは、修道女の場合、もしくは、窃盗や誘拐、暴行傷害など他の犯罪を伴う場合を除いて、軽犯罪として取り扱われていた。14世紀と15世紀を通して強姦裁判で40人会が宣告した判決のほぼ半数は、6カ月以内の禁固と100リラ以下の罰金か、150リラ以下の罰金、または1年以内の禁固という軽い刑であった。この傾向は、1415年の「フィレンツェのコムーネとポーポロの法規」において強姦罪に死刑を定めているフィレンツェでも、現実の裁判では同様であった。立法では死刑と規定していても、実際の裁判では罰金刑や禁固刑が宣告されている例は、当時のヨーロッパの多くの地域に見られる⁷³⁾。ヴェネツィアでもフィレンツェでも判決の内容は、立法の適用よりもむしろ、被害者と加害者の身分や社会的地位、年齢、犯罪の暴力性などを考慮して、司法官の大幅な裁量に委ねられていた。これは、コジモ1世のように、法の厳格な遵守を君主の絶対的支配の成就の証しとみなす君主制の下での司法の状況とは、対照的であるといえる。また、共和制の下では、支配階層である貴族や上層市民が同じ階層の加害者を裁くことに躊躇が見られたが、君主制の下では、加害者を裁くのは君主とその直属の官吏であるので、このような躊躇は問題とされなくなる。さらに、共和制期における強姦は、姦淫や姦通など他の性犯罪と同様にモラルに反する罪であり、その意味においてのみ社会の秩序を乱す犯罪と見られていたが、君主制期には社会の秩序維持が君主の支配の成就の証しとみなされるために、法の遵守と法を破った者への社会的制裁がより重視されるようになる。共和制期に軽犯罪と見られていた強姦が、君主制の下では「死をもって罰せられる」べき犯罪になる理由は、ここにあるだろう。このような意味で、強姦は君主に対する侵害であり、被害

者の女性自身に対する侵害とは決してみなされなかつたのである。

強姦の加害者にあらゆる社会階層の男性が含まれているのに対して、被害者には中下層の、しかも男性の保護者を持たない寡婦とその娘が多いことも、ヴェネツィアとフィレンツェの両都市に共通する。このような女性は法的・社会的に不利な立場にあったが、彼女たちがいつもその立場に甘んじていたわけではなかつたことは、ヴェネツィアの裁判の事例から明らかであろう。

性犯罪をめぐる立法と現実の状況は、結婚に関する規定の厳格化など16世紀中葉のトレントの公会議における教会法の改正によっても変化する。また、フィレンツェのような領域国家において、君主制への移行後、立法がどのように現実の裁判に適用されていたのかについては、現在のところほとんど研究されていない。よって、これらの問題を今後の研究の課題としておきたい。

注

- 1) アクィナス、トマス、渋谷克美訳、『神学大全』、創文社、1991年、II-2、第154問題、第1-12項、pp. 51-97；Davidson, Nicholas, "Theology, Nature and the Law : Sexual Sin and Sexual Crime in Italy from the Fourteenth to the Seventeenth Century", in *Crime, Society and the Law in Renaissance Italy*, ed., by T. Dean and K. J. P. Lowe, Cambridge-New York-Melbourne, 1994, pp. 77-78.
- 2) Canosa, Romano, *Storia di una grande paura. La sodomia a Firenze e a Venezia nel Quattrocento*, Milano, 1991, pp. 16-19；ボズウェル、ジョン、大越愛子・下田立行訳、『キリスト教と同性愛——1~14世紀西欧のゲイ・ビープル——』、国文社、1990年（原著、Boswell, John, *Christianity, Social Tolerance, and Homosexuality*, Chicago, 1980), pp. 317-327。「自然に反する悪徳」、いわゆる「ソドミー」に関しては、拙稿「14-15世紀イタリア諸都市における反ソドミー政策——フィレンツェとヴェネツィアを中心にして——」『立命館文学』第558号、1999年、掲載予定。
- 3) Ruggiero, Guido, *The Boundaries of Eros. Sex Crime and Sexuality in Renaissance Venice*, New York-Oxford, 1985, p. 114.
- 4) Brundage, James A., "Prostitution in the Medieval Canon Law", *Signs : Journal of Women in Culture and Society*, I, 4, 1976, p. 830；中世ヨーロッパ諸都市における売春に関する主要な研究は、Mazzi, Maria Serena, *Prostitute e lenoni nella Firenze*

- del Quattrocento*, Milano, 1991, pp. 141–407 ; Trexler, Richard C., “La prostitution florentine au XV^e siècle : patronages et clientèles”, *Annales E. S. C.*, 36, 1981 ; Otis, Leah Lydia, *Prostitution in Medieval Society. The History of an Urban Institution in Languedoc*, Chicago–London, 1985 ; ロシオ、ジャック、阿部謹也・土浪博訳、『中世娼婦の社会史』、筑摩書房、1992（原著、Rossiaud, Jacques, *La prostituzione nel Medioevo*, Roma–Bari, 1984）；Karras, Ruth Mazo, *Common Women. Prostitution and Sexuality in Medieval England*, Oxford–New York, 1996.
- 5) Labalme, Patricia H., “Sodomy and Venetian Justice in the Renaissance”, *The Legal History Review*, 52, 1984, p. 247 ; Trexler, *op. cit.*, pp. 983–984.
- 6) Ruggiero, *op. cit.*, pp. 45–46.
- 7) Rocke, Michael, “Gender and Sexual Culture in Renaissance Italy”, in *Gender and Society in Renaissance Italy*, ed. by Judith C. Brown and Robert C. Davis, London–New York, 1998, pp. 151–152.
- 8)とりわけ、既婚女性の姦通は、死刑（フェッラーラ）、鞭打（サルディニア）、修道院への幽閉（ヴェネツィアとシチリア）、追放（シチリア）、罰金刑（その他の地域）、夫や子どもによる嫁資の没収（イタリア一般）等の刑に処された。*Ibid.*, p. 158 ; Davidson, *op. cit.*, p. 89.
- 9) Ruggiero, *op. cit.*, p. 4.
- 10) *Ibid.*, pp. 4–5.
- 11) *Ibid.*, p. 89.
- 12) *Ibid.*, p. 90 ; idem, *Patrizi e malfattori : la violenza a Venezia nel primo Rinascimento*, Bologna, 1982, p. 321.
- 13) Ruggiero, *The Boundaries of Eros*, *op. cit.*, pp. 91–92.
- 14) *Ibid.*, p. 94.
- 15) Fasano-Guarini, Elena, “The Prince, the Judges and the Law : Cosimo I and Sexual Violence, 1558”, in *Crime, Society and the Law in Renaissance Italy*, *op. cit.*, p. 140.
- 16) Ruggiero, *op. cit.*, pp. 93, 95.
- 17) *Ibid.*, p. 98.
- 18) *Ibid.*, p. 106.
- 19) Wiesner, Merry E., *Women and Gender in Early Modern Europe*, Cambridge–New York–Melbourne, 1993, pp. 50–51.
- 20) Ruggiero, *Patrizi e malfattori*, *op. cit.*, pp. 332–334.
- 21) Idem, *The Boundaries of Eros*, *op. cit.*, p. 97.

- 22) *Ibid.*, pp. 101–102.
- 23) *Ibid.*, p. 91.
- 24) *Ibid.*, p. 107.
- 25) Idem, *Patrizi e malfattori, op. cit.*, p. 334.
- 26) *Ibid.*, pp. 334–335.
- 27) Idem, *The Boundaries of Eros, op. cit.*, p. 105.
- 28) *Ibid.*, p. 107.
- 29) *Ibid.*, p. 99.
- 30) Idem, *Patrizi e malfattori, op. cit.*, p. 32.
- 31) Idem, *The Boundaries of Eros, op. cit.*, p. 104.
- 32) *Ibid.*, pp. 107–108.
- 33) *Ibid.*, p. 98.
- 34) Idem, *Patrizi e malfattori, op. cit.*, pp. 329–330.
- 35) *Ibid.*, pp. 328–329.
- 36) *Ibid.*, pp. 330–331.
- 37) *Ibid.*, p. 331.
- 38) Idem, *The Boundaries of Eros, op. cit.*, pp. 70–88.
- 39) *Ibid.*, p. 75. 修道女との姦淫を扱った最初の立法は、1349年にヴェネツィアの大議会で可決された。 *Ibid.*, p. 72.
- 40) Idem, *Patrizi e malfattori, op. cit.*, p. 322.
- 41) *Ibid.*, p. 322.
- 42) *Ibid.*, pp. 322–323.
- 43) Idem, *The Boundaries of Eros, op. cit.*, pp. 97–98.
- 44) 黒死病以前のフィレンツェ都市部の人口については諸説があるが、現在ほぼ定説となっているハーリヒィとクラピッシュ・ズュベルが算定した数字は約12万人である。この人口が黒死病直後には、約42,000人に激減し、14世紀末には約6万人に回復したもの、15世紀にはペスト等のために再び減少する。同市の俗人人口は、1427年には37,114人、1469年には40,332人とようやく4万人を越え、1480年には41,590人、1552年には59,191人となる。 Herlihy, David and Klapisch-Zuber, Christiane, *Tuscans and Their Families. A Study of the Florentine Catasto of 1427*, New Haven–London, 1985 (原著、*Les Toscans et leurs familles. Une étude du Catasto florentin de 1427*, Paris, 1978) , pp. 67–70, 74, Tabl. 3.5.
- 45) Caggese, Romolo, *Statuti della Repubblica fiorentina*, vol. 2, *Statuto del Podestà dell'anno 1325*, III, 1, r. 69 ; Dorini, Umberto, *Il diritto penale e la delinquenza in*

- Firenze nel secolo XIV*, Lucca, 1923, pp. 67–68.
- 46) *Ibid.*, p. 68.
- 47) Davidson, *op. cit.*, pp. 83–84.
- 48) *Ibid.*, p. 84.
- 49) Dorini, *op. cit.*, p. 69.
- 50) *Statuta populi et communis florentiae publica auctoritate collecta castigata et praeposita anno salutis MCCCCXV*, Fribourg, 1778–1783, vol. 1, III, 112; Dorini, *op. cit.*, p. 68, n. 1.
- 51) Litchfield, R. Burr, *Emergence of a Bureaucracy. The Florentine Patricians, 1530–1790*, Princeton, 1986, p. 68.
- 52) 「1322–1325年のカピターノ・デル・ポーポの法規」 *Statuto del Capitano del Popolo degli anni 1322–1325*, Caggese, *op. cit.*, vol. 1, III, 5, による。Dorini, *op. cit.*, p. 69.
- 53) *Ibid.*, p. 69.
- 54) Rocke, *op. cit.*, pp. 163–164. ロックは「都市貴族の若者」 patrician youths と表現しているが、「都市貴族」の概念はあいまいであるので、筆者は「上層市民の若者」とした。
- 55) 75リラの罰金の半分は国庫に入ることになっていたが、もう半分が、悔い改めて世俗の生活を捨てたフィレンツェの元娼婦のための修道院であったコンヴェルティーテ修道院の助成金に当てられていることは、興味深い。Mazzi, *op. cit.*, p. 111.
- 56) 清水廣一郎、「十五世紀フィレンツェの税制改革——1427年のカタスト——」『イタリア中世都市国家研究』岩波書店、1975年、p. 283, によると、1427年のカタストの税額を定めるさいに、14フィオリーノという金額が1年の1人当たりの生活費として考慮されている。フィオリーノ貨は年ごとに変動し、Goldthwait, Richard C., *The Building of Renaissance Florence. An Economic and Social History*, Baltimore–London, 1980, p. 430, Appendix 1, によれば、1453年は1 フィオリーノ=99ソルド=4.95リラ (20ソルド=1 リラ) であった。ゆえに、14フィオリーノから1カ月当たりの生活費をリラ貨で換算すると、5.775リラで、125リラは約21.7カ月分に相当する。
- 57) Mazzi, *op. cit.*, p. 112.
- 58) *Ibid.*, p. 114. Ufficiali di Notte に関しては、拙稿、前掲論文、第一節参照。フィオリーノとリラの換算は、Goldthwait, *op. cit.*, p. 430, Appendix 1, に基づく。
- 59) Mazzi, *op. cit.*, p. 114.
- 60) *Ibid.*, p. 115.

- 61) マッツィは、フィレンツェ市内に住む13歳の少女が強姦され、後に加害者と結婚した1408年の事例を挙げているが、少女の名前の記述に誤りがあると思われる。*Ibid.*, p. 113.
- 62) *Ibid.*, p. 115.
- 63) 嬰児殺害については、フィレンツェの立法には明記されていない。当時、嬰児殺害と墮胎——中世の教会法では、胎児に魂が宿った後（男児は受胎から40日後、女児は80～90日後）の墮胎は、殺人とみなされていた——は、厳密には区別されなかった。ドリーニによれば、当時の法学者の間では、刑罰の免除を求める者と、嬰児殺害と墮胎を殺人罪とみなす者、殺人よりも重罪と見る者、の三つの立場があったようだ。Dorini, *op. cit.*, p. 67. また、ルカ・ランドウッチは、1504年、フィレンツェの写本彩色家の下女が妊娠し、生まれた女児を殺害したために斬首刑になった事件を、彼の『日記』に記している。Landucci, Luca, *Diario fiorentino dal 1450 al 1516*, a cura di I. Del Badia, Firenze, 1883, p. 267.
- 64) Fasano-Guarini, *op. cit.*, pp. 124, 131; Litchfield, *op. cit.*, p. 79.
- 65) Fasano-Guarini, *op. cit.*, pp. 125–127.
- 66) クィステッリによる二度目の尋問で金銭の授受を伴う示談が明らかになるまで、レーナは事実を否認していた。*Ibid.*, pp. 130–132.
- 67) *Ibid.*, pp. 128, 132–133.
- 68) *Ibid.*, pp. 134–135.
- 69) 『nelli sforzamenti delle donne si è usato punirli sino alla morte』。ファサーノ・グアリーニによると、コジモのこの文言は1558年10月8日のクィステッリとパウロッティの報告書に再録されている。*Ibid.* pp. 135–136, n. 55.
- 70) *Ibid.*, p. 135.
- 71) *Ibid.*, pp. 136–137.
- 72) *Ibid.*, p. 137.
- 73) Wiesner, *op. cit.*, p. 50.

付記 本稿執筆にあたって、ヴェネツィア史研究者の高田京比子さんと和栗珠里さんに助言をいただいた。ここに感謝の意を表したい。

Sommario

Le donne e i crimini sessuali nelle città italiane nei secoli XIV–XVI —Esempi veneziani e fiorentini—

Tomoko Takahashi

In genere, nelle società europee del Medioevo, si consideravano come crimini sessuali la fornicazione, l'adulterio, la bigamia, l'incesto, lo stupro, il «vitium contro naturam», ecc. Tuttavia, nelle leggi e nelle pratiche che le società introdussero contro tali crimini, si riflettevano, oltre le diversità delle definizioni e delle interpretazioni dei crimini, dipendenti dai periodi e dalle regioni, il *double standard* basato sul *gender*. In questo saggio prenderò in considerazione lo stupro. E, con le analisi delle leggi e dei processi fatti nelle città dell'Italia settentrionale—soprattutto a Venezia e a Firenze—dal XIV al XVI secolo, cercherò di esaminare gli atteggiamenti delle società cittadine e le posizioni delle donne.

Nella Serenissima, lo stupro veniva considerato come la fornicazione «per vim», quindi la violenza e l'intenzione alla fornicazione costituivano gli elementi principali del crimine. Ma, in realtà, a parte i casi in cui le vittime erano «puelle», alle donne nobili o alle suore, oppure, a quelli con altri reati addizionali (il furto, il ratto, la lesione, ecc.), lo stupro era giudicato come un reato meno grave. Quasi metà delle condanne sentenziate dalla Quarantia nel Tre-Quattrocento erano costituite da pene pecuniarie (max. 150 lire) o dalla carcerazione (max. per un anno).

Tali tendenze dei processi e delle punizioni contro lo stupro si trovano

anche nella Repubblica fiorentina, anche se durante il Trecento il ratto veniva considerato come un reato più grave. Negli stati repubblicani, sia Venezia che Firenze, i magistrati avevano grande libero arbitrio e pronunciavano ogni sentenza tenendo conto dell'età e degli stati sociali delle vittime e degli stupratori, e degli aspetti violenti. Però con una serie di nuove leggi emanate da Cosimo I, lo stupro venne considerato come un reato da pena capitale perchè il mantenimento degli ordini morali e sociali significava per il principe il compimento del suo dominio assoluto. A questo punto, il crimine veniva ad assumere il significato di violazione alla persona del principe e non una violazione diretta della vittima.